

大通達甲（警）第13号  
令和2年3月25日

|      |        |
|------|--------|
| 簿冊名  | 例規(1年) |
| 保存期間 | 1年     |

本部各課・所・隊長 殿

警察本部長

請負工事等に係る指名委員会設置要綱の制定について（通達）

警察本部所管に係る建設工事の請負並びに工事に関する試験等の入札参加者の指名及び見積参加者を決定する事務について、当該事務の透明性・公正性を確保するため、別添のとおり「請負工事等に係る指名委員会設置要綱」を制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「請負工事等に係る指名委員会設置要綱の一部改正について」（平成19年9月28日付け大通達甲（警）第11号）は、廃止する。

（施設装備課管財係）

別添

請負工事等に係る指名委員会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、警察本部所管に係る建設工事の請負並びに工事に関する試験、研究、調査、設計、測量及び換地の委託（以下「工事等」という。）の入札又は見積（以下「入札等」という。）の参加者を指名し、又は決定するための委員会（以下「指名委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

第2 指名委員会の設置等

工事等に関する入札等の参加者を指名し、又は決定するため、警察本部に次に掲げる指名委員会を置く。

(1) 指名競争入札参加者の指名の委員会

| 名称      | 構成   | 区分   |
|---------|--|--|
| 本部委員会   | 委員長 警察本部長<br>副委員長 警務部長<br>委員 警務部施設装備課長<br>警務部施設装備課施設管理室長<br>警務部施設装備課次席                   | 1件の予定価格が、<br>・2,000万円以上の委託<br>に係る指名競争入札参加者の指名                  |
| 施設装備委員会 | 委員長 警務部施設装備課長<br>副委員長 警務部施設装備課施設管理室長<br>警務部施設装備課次席<br>委員 警務部施設装備課の管財・営繕<br>を担当する課長（室長）補佐 | 1件の予定価格が、<br>・4,000万円未満の工事<br>・2,000万円未満の委託<br>に係る指名競争入札参加者の指名 |

(2) 見積参加者の決定の委員会

| 名称      | 構成   | 区分   |
|---------|--|--|
| 本部委員会   | 委員長 警務部長<br>副委員長 警務部施設装備課長<br>委員 警務部施設装備課施設管理室長<br>警務部施設装備課次席                            | 1件の予定価格が、<br>・8,000万円以上の工事<br>・2,000万円以上の委託<br>に係る見積参加者の決定 |
| 施設装備委員会 | 委員長 警務部施設装備課長<br>副委員長 警務部施設装備課施設管理室長<br>警務部施設装備課次席<br>委員 警務部施設装備課の管財・営繕<br>を担当する課長（室長）補佐 | 1件の予定価格が、<br>・8,000万円未満の工事<br>・2,000万円未満の委託<br>に係る見積参加者の決定 |

第3 指名委員会の運営等

- 1 委員長は、指名委員会を必要に応じ招集し、総括するものとする。
- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行するものとする。
- 3 指名委員会は、委員長又は副委員長及び委員の半数以上の出席により開催し、出席した委員の全員一致により決定するものとする。

第4 庶務

指名委員会の庶務は、警務部施設装備課において処理するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。